

第587回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和7年10月28日(火) 15:00～15:09

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、武田委員、松村委員、村松委員

○横山委員長 それでは、ただいまから「第587回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取り扱いにつきまして、事務局より御説明を、よろしくお願ひいたします。

○田上総務課長 本会合は、オンラインでの開催としております。

松村委員は、途中で御退出の予定です。

第2部の議題については、個別の民間企業等の情報を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長 ただいま御説明がありましたように、「第2部」につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきます。

それでは、議題の1 「ガス導管事業者の2024年度託送収支の事後評価について」に関して、事務局から、御説明を、よろしくお願ひいたします。

○黒田NW事業監視課長 それでは、資料の3を御覧ください。

「ガス導管事業者の2024年度託送収支の事後評価について」ということでございまして、こちらは、毎年度実施しているものになります。

(趣旨) でございますけれども、2025年10月17日付け及び10月22日付けにて、経済産業大臣及び各経済産業局長等から、ガス導管事業者の収支状況の確認について、電力・ガス取引監視等委員会に意見聴取があったところ、本年度における一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の事後評価の進め方について、料金制度専門会合において確認すること

について御審議をいただきたいというものでございます。

1. 経緯・概要 のところ、先ほど申し上げたとおりですね。収支状況の確認に係る意見聴取があつたということでございまして、これを踏まえまして、14行目以降でございますけれども、料金制度専門会合において事後評価（ストック管理・フロー管理）に関して、事務局にて行った評価を確認いただくこととしたいということでございます。

2. 本年度の進め方（案） でございますが、ガス導管事業者について、料金制度専門会合において法令に基づく確認を実施した上で、本委員会としての意見をまとめ、経済産業大臣等に回答することとしたいと考えてございます。

今回の「対象事業者」でございますけれども、託送供給約款を定めているガス導管事業者及び託送供給に係る料金その他の供給条件を届け出ているガス導管事業者、こちらは全144社になっておりまして、このうち、本年9月末までに2024年度の託送収支計算書を公表した事業者137社について対象としたいと考えております。10月以降に託送収支計算書が公表される事業者7社につきましては、別途意見聴取が行われる見込みとなっております。

「評価内容」でございますけれども、こちらは、従前と同様でございますが、主に以下の項目について、事務局にて対象事業者の収支状況の分析・評価を行い、料金制度専門会合にて確認を行うということでございまして、「法令に基づく事後評価」といたしまして、この託送収支について、事務局にてストック管理基準及びフロー管理基準の評価を行い、変更命令の対象となる事業者には、今後の料金会計の実施予定を聴取する。また、フロー管理基準において、乖離率が一定の比率を超えた事業者から、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性についての説明があった場合には、その理由が合理的かどうかを精査するということで考えてございます。

3. スケジュール を書いてございますけれども、今回の委員会で審議の方針について御了解いただいた上で、11月以降、料金制度専門会合において評価、それを踏まえて委員会での経産大臣等への回答内容を取りまとめての回答といったことをやらせていただいていて、1月以降に、残りの7社についても事後評価、回答といった形で進めていきたいと考えてございます。

資料3－1以降は、経済産業大臣や各局長等からの意見聴取の内容をつけさせていただいておりますけれども、こちらの説明については、割愛させていただきたいと思います。

私からの説明は、以上になります、

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、ただいま事務局から御説明があった対応方針のとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり対応することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の2 「東京電力パワーグリッドの2024年度廃炉等負担金の確認について」に関しまして、事務局から御説明を、よろしくお願ひいたします。

○黒田NW事業監視課長 それでは、資料4について、御説明をさせていただきます。
「東京電力パワーグリッドの2024年度廃炉等負担金の確認について」ということでございます。

(趣旨) でございますが、東京電力パワーグリッドの2024年度の廃炉等負担金の確認について、本年10月21日付で、経済産業大臣から本委員会に意見の求めがあったということございまして、これを受けまして、東京電力パワーグリッドの2024年度の廃炉等負担金の確認について、料金制度専門会合において実施することについて御審議をいただきたいということでございます。

「経緯」でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、本年10月21日付で経産大臣から、別添1のとおり本委員会に意見の求めがあったということでございますので、これを受けまして、料金制度専門会合において、東京電力パワーグリッドの廃炉等負担金について、法令に基づく確認を実施することとしたいということでございます。

その確認でございますけれども、※で書いてあるとおり、2022年度までは、一般送配電事業者の収支状況について、法令に基づく事後評価を毎年度実施しておりまして、廃炉等負担金についても、併せて事後評価を行っていたということでございますけれども、23行目以降、2023年度からレビュー・キャップ制度が導入されたことに伴いまして、2023年度以降の一般送配電事業者の収支状況を含む事業計画の進捗状況につきましては、レビュー・キャップ制度における期中評価の枠組みで必要な検証を実施することとされてございます。

一方で、28行目以降ですけれども、廃炉等負担金については、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に基づき、引き続き確認を行うこととされているということをございます。

「今後の見通し」でございますけれども、東京電力パワーグリッドの2024年度の廃炉等負担金について、料金制度専門会合において法令に基づく確認を実施した上で、本委員会としての意見をまとめ、経済産業大臣に回答することとしたいということでございます。

以下、参考の電気事業法でしたり審査基準の抜粋になりますので、こちらの説明は割愛をさせていただきます。

私からは、以上になります。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願ひいたします。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありました対応方針のとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり対応することといたします。

どうもありがとうございました。

○黒田NW事業監視課長 ありがとうございました。

○横山委員長 予定していた議事は以上でございますが、ほかに何かござりますでしょうか。

○田上総務課長 ありがとうございます。

議事録につきましては、案が出来次第お送りいたしますので、御確認のほどを、よろしくお願ひいたします。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これにて委員会を終了といたします。

——了——